

東近江市立幼稚園・小中学校バス通園通学検討委員会
中間報告

平成22年7月

東近江市立幼稚園・小中学校バス通園通学検討委員会

東近江市立幼稚園・小中学校バス通園通学の現状と課題

1. 経過措置地域の幼稚園通園バスについて

1) 通園バス運行の現状

合併前の経緯や地域性を考慮し、当面通園バスを運行している経過措置地域では、バス利用から一部保護者送迎に移行した保護者もあります。

バス運行地域での利用者等や送迎距離の現状は次のとおりですが、その他の地区では保護者送迎となっています。

表1. 通園バス利用者及び幼稚園までの通園距離 (平成22年4月現在)

地区・園	運行対象地域	22年度対象者	22年度利用者	最大距離	距離の測定方法
五個荘 東幼稚園	五個荘伊野部町 五個荘奥町 五個荘清水鼻町	4歳児 3人 5歳児 2人	4歳児 3人 5歳児 2人	五個荘奥町 1.6km	公民館・草の根 ハウス～幼稚園 (車が安全に送 迎できる幹線道 路を、地図上で 測定)
五個荘 南幼稚園	五個荘七里町 五個荘日吉町	4歳児 7人 5歳児 3人	4歳児 7人 5歳児 3人	五個荘日吉町 2.2km	
五個荘 北幼稚園	五個荘河曲町 五個荘和田町	4歳児 0人 5歳児 1人	4歳児 0人 5歳児 0人	五個荘和田町 2.0km	
能登川 第一幼稚園	長勝寺町、神郷町、 佐生町、猪子町、 ドリムハイ、桜ヶ丘	4歳児 23人 5歳児 20人	4歳児 4人 5歳児 9人	ドリムハイ 2.0km	
能登川 第二幼稚園	乙女浜町、福堂町 を除く地域	4歳児 66人 5歳児 69人	4歳児 58人 5歳児 56人	南須田町 5.8km	
蒲生幼稚園	幼稚園園区の全域	3歳児 45人 4歳児 51人 5歳児 58人	3歳児 44人 4歳児 49人 5歳児 56人	葛巻町 5.4km	幼稚園バス停～ 幼稚園 (同上)

表2. 保護者送迎地区で遠距離となる送迎距離

地区・園	選定地域		概算距離	距離の測定方法
永源寺地区	なし	路線バス等利用有	-	
湖東第一幼稚園	祇園町		祇園町 3.3km	車が安全に送迎 できる幹線道路 を、幼稚園から ほぼ集落の中心 までを地図上で 測定
湖東第二幼稚園	横溝町(出屋敷)		(出屋敷) 2.6km	
湖東第三幼稚園	南清水町		南清水町 2.5km	
愛東北幼稚園	平尾町		平尾町 2.4km	
愛東南幼稚園	愛東外町		愛東外町 3.6km	
八日市地区 平田幼稚園	上羽田町(平石)		(平石) 2.9km	
市辺幼稚園	蛇溝町(長谷野)		(長谷野) 2.9km	
玉緒幼稚園	瓜生津町		瓜生津町 2.6km	

2) 課題

旧町における経緯から現在もバス運行を継続しており、バス運行地域と保護者送迎地域で不均衡が生じています。

バス運行の帰りの時間帯では、子どもの身体的な疲れから怪我等も心配され、また職員には一日の保育業務に加えてバス運行の業務が伴うために、適正な保育業務の遂行に課題を残しています。

保護者送迎のための駐車場整備等（蒲生幼稚園）は一定の進捗はあったものの、平成26年度までの幼児施設整備計画で改築工事の予定があるため、二重投資を避ける意味から現状の整備までとなっています。

保護者が安心して送迎が出来る徒歩、自転車、自家用車、グループ送迎に伴う交通安全対策の整備が整っていない状況があります。また、これらの十分な安全対策等の実現には、市内全域の安全対策の改善と同様に時間が必要となります。

旧町の実施経緯から、市所有バスの直営運行と業者委託のバス運行の違いがあります。

3) バス運行の経費等

平成21年度から通園バスの利用者負担額は、月額2,200円に統一されました。

バス運行の3地区とも運行費用の収支が赤字となっており、3地区を合計すると約1,280万円が市からの持ち出しとなっています。

市所有バス3台は、購入から9年～14年が経過しており、走行距離89,268km(五個荘)、167,200km、220,766km(蒲生2台)と老朽化しています。

表3．通園バスにかかる運行費用（当該バスの購入または減価償却費は含まない）

（平成21年度決算額 単位：円）

項目	五個荘3幼稚園	蒲生1幼稚園	能登川2幼稚園	合計
運行手段 (登録年度) [委託台数]	市所有バス1台 (平成12年4月)	市所有バス2台 (平成13年3月) (平成8年4月)	業者委託 3台 [第一幼稚園1台] [第二幼稚園2台]	
運転手賃金・社会保険等	2,253,832	3,860,186	0	6,114,018
運行委託料	0	0	12,239,850	12,239,850
自動車燃料代	136,868	515,172	0	652,040
自動車修理費	191,227	676,959	0	868,186
自動車保険代	47,600	96,880	0	144,480
自動車重量税	31,500	75,600	0	107,100
車検手数料	19,650	39,300	0	58,950
支出合計	2,680,677	5,264,097	12,239,850	20,184,624
収入合計（バス使用料）	423,500	3,889,600	3,070,100	7,383,200
利用人数(片道含む)	19人	170.1人	133.6人	322.7人
バス運行費用(月額)/1人	12,826	2,813	8,329	5,686

（上記の 印には、小学生12人分を含む）

2．小学校児童の通学について

1) バス通学の現状

市内小学校のバス通学は、合併前から引き続きスクールバスや路線バス・ちよこつとバスを利用して通学している地域がありますが、平成20年度以降一部徒歩通学に移行した地域があります。

バス通学地域と3km以上地域の通学の現状は次のとおりですが、その他の地域では徒歩通学となっています。

表4．小学校バス通学地域及び通学距離3km以上地域の通学の現状

（平成22年6月現在）

学校名	対象地域	距離 km	バス利用者数		22年度通学方法		費用
			学年	人数	登校	下校	
御園小学校	池田町 今代町	3.1 2.7	1～6年	7	ちよこつとバス		個人負担
				3			
八日市西 小学校	鳴谷 平石 平田（駅前）	3.4 2.6 2.3	1～6年	16	ちよこつとバス～徒歩	徒歩	個人負担
				4	ちよこつとバス	徒歩	
				11	ちよこつとバス	徒歩	
市原小学校	如来	2.7	1～6年	6	ちよこつとバス	ちよこつとバス（一部徒歩）	個人負担

山上小学校	藤の森	4.6	1～6年	8	路線バス		個人負担 24200 円 一部市補助（年額 24200 円を超える 金額）
	相谷町	2.0	1～3年	9	ちょこっとバス		個人負担
	和南町	2.3	1～2年	0			個人負担
	佐目町	4.4	1～6年	0	スクールバス 市所有バス (2台 中学校と共有)		辺地に準じる地 域により使用料 免除
	萱尾町	6.5		0			
	蓼畑町	9.0 km 以上		1			辺地により使用 料免除
	黄和田町			2			
杠葉尾町	1						
政所町		2					
五個荘小学校	五個荘平阪町	2.3	4～6年	1	路線バス		個人負担
	五個荘伊野部町	2.8	4～6年	3	路線バス		
	五個荘平阪町	2.3	1～3年	3	スクールバス 市所有バス(1台)		使用料(往復) 2,200 円(月額) 使用料(片道) 1,100 円(月額)
	五個荘伊野部町	2.8		5			
	五個荘日吉町	2.9		17			
	五個荘和田町	2.4		3			
	五個荘七里町	2.2		8			
	五個荘河曲町	2.4	1～2年	7	スクールバス		
			3年	3	徒歩		
	五個荘石馬寺町	1.9	1年	2	スクールバス		
	2年		5	徒歩			
五個荘奥町	1.8	1～2年	5	スクールバス			
		3年	2	徒歩			
愛東南 小学校	愛東外町	3.6	1～2年	2	ちょこっと バス	徒歩	個人負担
	梅林町	3.3		0			
	大萩町	3.2		5	徒歩		
	上岸本町	3.2		6			
愛東北 小学校	池之尻	2.2	1～6年	13	ちょこっとバス (集団下校できる日は徒歩)		個人負担
能登川東 小学校	長勝寺	2.9	1～2年	8	スクールバス 業者委託バス		使用料 2,200 円 (月額)
	神郷	2.3		5			
	ドリームハイツ	2.7		8			
	新宮西	2.7		1			
	乙女浜	3.0		6			

蒲生東小学校	稲垂町	3.3	1～6年	3	スクールバス 幼稚園バスに乗合		使用料 2,200 円 (月額)
	木村町	2.6	1～2年	2			
蒲生西小学校	鑄物師町	3.0	1～2年	15	徒歩		
	横山町	3.1	1～6年	11	徒歩	スクールバス 幼稚園バス に乗合	使用料(片道) 1,100 円 (月額)

2) 課題

通学距離に基づき、一定のバス利用基準が定められましたが、地域事情やこれまでの経緯から、利用基準外地域においてバス通学が継続されている地域があり、徒歩通学地域との不均衡が生じています。

平成20年度以降、歩道や路側帯の整備、防犯灯の設置など、通学路の整備について一定進められましたが、ハード面での整備は経費と時間を要し十分とは言えない状況です。

スクールガード等子どもを見守る活動の推進や防犯、交通安全啓発看板の設置、こども110番事業等の事業は順次拡がっていますが、市域全域に網羅されている状況にはなっていません。

3) バス通学費用等の状況

平成21年度からスクールバスの利用者負担は月額2,200円に統一されました。

ただし、山上小学校については、学校統合の経緯かつ辺地等の事情から利用者負担は免除されています。

平成21年度から、一定の距離基準以上の遠距離通学地域の児童が路線バスを利用する場合は、年間通学費用(定期券購入費用)から24,200円を控除した金額が補助金として交付されています。

市所有バス(五個荘)1台は、購入から14年が経過し、走行距離も182,205kmと老朽化しています。

表5．スクールバスにかかる運行費用（当該バスの購入または減価償却費は含まない）

（平成21年度決算額 単位:円）

項目	五個荘小学校	能登川東小学校	蒲生（西・東） 小学校	合計
運行手段 (登録年度) [委託台数]	市所有バス1台 (平成8年8月)	業者委託2台 (幼稚園共用)	幼稚園バスと 共用	
運転手賃金・社会保険等	1,971,702			1,971,702
運行委託料		3,195,150		3,195,150
自動車燃料代	188,669			188,689
自動車修理費	192,172			192,172
自動車保険代	50,280			50,280
自動車重量税	37,800			37,800
車検手数料	19,650			19,650
支出合計	2,460,273	3,195,150		5,655,423
収入合計（バス使用料）	1,419,000	465,300	(161,700)	1,722,600
利用人数(片道含む)	65	24	(東小3・西小9)	89
バス運行費用(月額)/1人	3,440	12,102		5,776

蒲生（東・西）小学校の収入は、蒲生幼稚園の通園バスの費用に合算されています。
能登川東小学校のバスについては、能登川第二幼稚園と共用されているため、委託料については幼稚園と按分されています。

3．中学校生徒の通学について

1) バス通学の現状

市内の中学校のバス通学は、永源寺中学校の一部地域でスクールバスを利用して通学しています。

表6．中学校バス通学地域の現状

（平成22年6月現在）

学校名	対象地域	距離 km	利用者数		22年度通学方法		費用 22年度
			学年	人数	登校	下校	
永源寺 中学校	政所	11.0 km 以上	1～3年	2	スクールバス 市所有バス(2台 小学校 と共用) 業者運行委託		辺地により使 用料免除
	蓼畑			0			
	杠葉尾			6			
	黄和田			4			
	蛭谷			0			
	萱尾	1					
	8.1					辺地に準じる 地域により使 用料免除	
	6.0		0				

2) バス通学費用の状況

平成21年度からバス利用者負担金は月額2,200円に統一されましたが、永源寺中学校については、中学校統合の経緯かつ辺地等であるなどの事情から利用者負担金は免除されています。

平成23年度以降のバス通園通学について・提言（案）

本検討委員会の現時点までの協議の意見・論点を整理し、23年度以降の東近江市立幼稚園・小中学校の幼児・児童生徒のバス通園通学について取りまとめた結果、次のとおりとします。

通園通学におけるバス利用と利用者負担について

通園通学におけるスクールバスの利用及び路線バス等の利用、並びに利用者負担金等については、平成19年度検討委員会の提言に基づき、市教育委員会において統一の基準が定められ、基本的な考え方として示されています。

平成23年度以降においても、この考え方が基本となりますが、1市6町がひとつの市となり4年以上が経過した今、地域性や経緯、また通学路の環境に配慮をしつつ、市全体の均衡が保たれるようにする必要があります。

このことから、平成23年度以降のバス通園通学については次の要領とすることが適切であると考えます。

1) 幼稚園児のスクールバス利用について

幼稚園の送迎方法の考え方

平成19年度東近江市立幼稚園・小中学校バス通園通学検討委員会の提言のとおり、市内幼稚園の園児の登降園は、保護者送迎を基本とします。

経過措置地域の園児の送迎

保護者と担任教諭等との円滑な意思疎通の確保と市内幼稚園の保育時間の統一、幼稚園での保育中の安全性、全体的な保育業務・活動等の一層の充実を図るとともに、市民の公平性および自助努力の観点から、園児の登降園は全て保護者送迎とします。

ただし、送迎の方法として保護者の自主運営によるバス運行委託については、保護者送迎（グループ送迎）の一部と見なすものとします。

駐車場の整備

経過措置による通園バス運行地域において保護者送迎に移行される場合には、今後の幼児施設整備計画も勘案しながら早急に必要な駐車場整備を図ることが必要です。

2) 小・中学校児童生徒のスクールバス等の利用について

市内小中学校の通学方法についての均衡を保ち、体力の向上及び徒歩での集団登下校による思いやりの心を育てるため、小学校児童は徒歩通学を、中学校の生徒は徒歩通学又は自転車通学を基本とします。

ただし、次の遠距離通学地域の児童・生徒はスクールバスを利用できるものとなりますが、徒歩通学を選択することもできます。

小学校 1、2 学年 通学距離 3 km 以上地域の児童

3～6 学年 通学距離 4 km 以上地域の児童

中学校 通学距離が 6 km 以上で辺地など特別な事情で自転車通学が困難な地域の生徒

上記の距離基準等に該当する場合、公共交通機関を利用できるときは優先してその活用をはかることとします。

いずれの場合も、通学の方法については自治会単位で選択するものとします。

路線バス等公共交通機関の利用

路線バス等公共交通機関の利用については、スクールバスの利用基準に準じることとします。

ただし、上記の距離基準等に該当しない地域であっても特別な地域事情等により公共交通機関の利用もやむを得ないと学校が認めた場合についてはこの限りではありません。

スクールバス利用者負担金並びに路線バス等通学費補助金

平成 23 年度～ 距離基準内地域

スクールバス利用者負担金 2,200 円/月

通学費補助金 24,200 円/年を超える額を助成

ただし、山上小学校及び永源寺中学校においては、学校統合の経過、かつ辺地等の特別な事情を考慮し利用者負担金を免除します。

また、スクールバスの利用者負担金及び路線バス等通学費補助金の額については、必要に応じて見直しの検討が必要です。

3) 通園通学の安全について

園児、児童の通園通学時における安全性を高めるため、引き続き各地区・各地域からの交通安全対策等の要望に対して、関係各課や関係機関・団体と協議しながら、交通安全施設の整備及び防犯対策についての改善が図れるように一層の努力を求めます。

また、通学安全や防犯対策に対しては、スクールガードや子ども見守り隊の活動の拡大が大変有効であるため、PTAをはじめ地域の方々の協力を得て、園児・児童の登下校を地域全体で見守る体制をつくる必要があります。